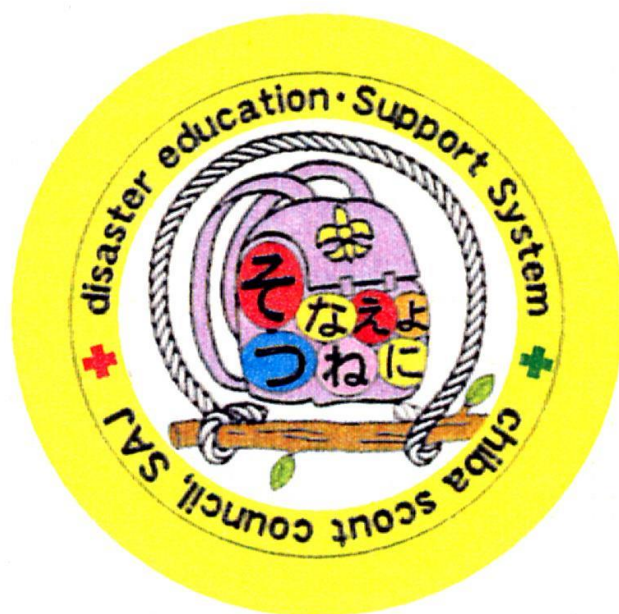


＜千葉「そなえよつねに」災害準備計画＞

災害ボランティア活動マニュアル



平成 1 4 年 1 月 1 日 初 版

平成 1 6 年 6 月 1 日 改 訂

平成 2 4 年 4 月 7 日 改 定

日本ボーイスカウト千葉県連

目 次

1. はじめに
2. 災害支援の基本的な考え方
3. 組織体制の基本的な考え方
4. 災害ボランティア活動に対する地区・県連盟の役割
 - (1) 地区・団の役割
 - (2) 県連盟・災害連絡本部の役割
5. 初動対応
 - (1) 県連盟
 - (2) 地区
 - (3) 団
6. 災害ボランティア活動の条件等
7. 災害教育の分離
8. 災害準備の日
9. その他
10. 移行制定日

別紙1 現地対策チームの設置（一例）

別紙2 災害発生と情報連絡体制

別紙3 奉仕活動記録メモ

表紙シンボルマーク

平成14年6月2日、災害教育・支援体制の創設に際し、シンボルマークを県連盟内で公募、最優秀作品を基にシンボリックしたものです。〔原画 渡辺由香利さん（市川浦安地区市川3団ボーイ隊）〕

1. はじめに

平成14年1月1日に「災害教育・災害支援体制」を制度化し、同年6月2日「災害支援チームの創設」をしてから、これまで「災害教育・支援体制マニュアル」に基づき「災害準備大作戦」を毎年4月第二日曜日に平成15年から22年4月で計8回、各地区持ち回りで開催するとともに、各団・隊では防災に関する活動を行うなど防災意識の向上に成果を挙げてきた。

しかしながら平成16年10月23日の新潟県中越地震を機に自治体での災害対策が確立され、ボーイスカウトとしての団体での奉仕活動を見直す必要が生じてきた。

また、昨年3月11日の東日本大震災において、当県連盟内での状況把握、連絡体制などが十分に行うことが出来ず、当県旭市での災害支援活動に少なからず混乱をきたしたところである。

特に災害支援チームによる奉仕派遣を基本とした従来マニュアルと、地域行政によるボランティアセンターとの乖離が明確になったことから、平成23年度県連盟年次総会で提案のあった検討会を発足させ、マニュアルの災害支援体制について見直しを開始するとともに、各地区委員長のもとにおいて各団のご意見を集約していただくアンケート調査を実施した。皆様からいただいた貴重な意見を基に、従来の「災害支援マニュアル」から、柔軟で迅速な対応ができる「災害ボランティア活動マニュアル」としたものである。

平成14年に創設した、〈千葉「そなえよつねに」災害準備計画〉での創設の経緯とその目的「スカウトと指導者は、自身や家族が被災者になることを想定した日々の教育訓練と、他の被災地に対する災害支援準備活動が、災害対策の「車の両輪」として双方のバランスを保ちつつ、{千葉「そなえよつねに」災害準備計画}の実を挙げて行く。」は変わることなく継続していくものとする。

2. 災害支援の基本的な考え方

ボーイスカウト運動は「ちかいとおきて」の実践を基盤としている。大きな災害が発生した時も、自分自身・家族・友人・近隣住民および地域のために、機を失せずかつ個人・組織の能力をわきまえつつ、スカウトと指導者による奉仕活動を実践することこそが「ちかいとおきて」を具現化するものと言える。

3. 組織体制の基本的な考え方

災害対策・支援については、小回りが効き、意思決定を迅速に行い行動しやすくすることが必要であることが明らかになった。県連盟の組織としての対応から地区・団レベルでの活動に重点を移すものとする。

4. 災害ボランティア活動に対する地区・県連盟の役割

これまでの「災害支援」を「災害ボランティア」或いは「災害ボランティア活動」と言い換え、県連盟、地区、団の役割を次のとおりとする。

(1) 地区・団の役割

- ①災害ボランティア活動の決定は地区及び団とする。
- ②現地対策チームの設置⇒被害が少ないため市町村単位のボランティアセンターが開設されない場合でも、被災した地区の判断で独自に開設することができる。

ボランティアセンターの受付や奉仕先調整を行うことでボーイスカウト関係者の奉仕活動が円滑に進めることを目的に地区内に開設する。

【参考】別紙1 現地対策チームの設置（一例）

(2) 県連盟・災害連絡本部の役割

- ①発災時における県連盟事務局は、情報収集と伝達のみを行うものとし、そのために「災害連絡本部」設置の準備を行い、理事長(又は副理事長)から委員召集指示を待つ。
- ②災害連絡本部は、理事長(又は副理事長)を本部長とし、県連盟コミッショナー(又は県連盟副コミッショナー)、事務局長、安全委員長で構成される。
- ③災害連絡本部は、被災地区からの状況、県連盟事務局等の各種情報を基に、災害ボランティア活動に関する情報を各地区・団へ発信する。

5. 初動対応

- (1) 県連盟⇒ ①千葉県内の被災 ⇒該当地区・団は、被災状況を収集し地区事務長(又は地区委員長)に報告するとともに県連盟事務局長へ報告する。
⇒該当地区委員長・団委員長は、団内の加盟員の安全を確かめた後、県連盟へ報告する。
- ②県外の被災 ⇒県連盟災害連絡本部は、報道等での情報収集と日本連盟から発出されるHP等の情報を収集する。
- (2) 地区⇒ 地区委員長は自地区の被災や隣接地区の被災の場合、現地対策チーム開設要否を自地区で決定する。(県連盟災害連絡本部に報告)
- (3) 団 ⇒ ①自エリア・隣接エリアでの被災では、団内の加盟員の安全確保と共に地域のボランティアセンターの基に活動を行う。
②自団のスカウト及び指導者等の活動に関しては、支援ができる状況か否かを把握し、自地区と連携を密にして活動する。

【参考】別紙2 災害発生と情報連絡体制

6. 災害ボランティア活動の条件等

(1) 被災地への奉仕時期

被災地の自治体(社会福祉協議会)が運営する「災害ボランティアセンター」が開設されていること。

(2) 奉仕者の保険等

各自が居住する社会福祉協議会でボランティア活動保険(天災タイプ)に加入する。

(3) 発災地の状況把握と活動判断ポイント

ボランティアに参加をきめたスカウト、指導者、団関係者がいる団委員長は、下記の点を考慮し、健康で安全な活動ができるよう支援する。

①被災状況の確認

- ・被災地 : 県内・隣接都県・他府県
- ・災害 : 交通災害・感染症蔓延・自然災害(地震・津波・高潮・竜巻・暴風・豪雨・洪水・噴火)
- ・被災状況: 家屋全倒壊多数・一部倒壊多数・交通全遮断・一部(鉄道・道路・空路)

- ・被害者　：死亡者多数・行方不明者多数

②ボランティアとしての活動

- ・被災地までの交通手段　（時にはガソリンの給油地などを含む）
- ・現地における居住状況
- ・食料・飲料水の状況
- ・現地での通信状況
- ・日本連盟：指針発出・未発出
- ・現地ボランティアセンター：開設済み・未開設・予定なし
- ・服装・装備の選択

7. 災害教育の分離

発災時や発災後、身近で支援活動などの働きができるのは小中学生であり、カブスカウトやボーイスカウトであることは事実である。通常行っているボーイスカウトの野外活動プログラムからの技能向上による災害への対応が可能であるが日頃の隊活動等において災害に関する

指導・教育が大切であることから「災害教育」を普段の隊活動に引き続き取り込むこととし、従来マニュアルを「災害教育」と「災害支援」の二本立てとし、分離させる。

8. 「災害準備の日」

毎年4月の第2日曜日を{千葉「そなえよつねに」災害準備の日}とし、4月の第2日曜日およびその日前後で県下一斉に活動を展開する。

具体的には、現実の災害ボランティア活動では、現状復帰で瓦礫等の撤去作業を要請され、特に当初目的としていた炊飯訓練・テント設営訓練などボーイスカウトの技能を発揮できる機会は限定されることから、今後は野外活動を中心としたプログラムに加え、災害活動の視点からの救急法、看護法等の防災面のプログラムを各年代のスカウトにあわせて活動項目を拡げていく。　また指導者層への教育を充実させることで、隊活動を更に充実させる。

9.その他

災害ボランティア活動の実活動は、可能な限り詳細な記録を残すこととする。それに付随して、問題点等を整理し、対処の方向性も併せ取りまとめる。

【参考】別紙3 奉仕活動記録メモ

10.移行制定日 平成24年4月7日理事会の承認を経て、同日制定とする。

第3版 : 平成24年4月 作成責任者

千葉県連盟 安全委員会 : 委員長 南 正晃

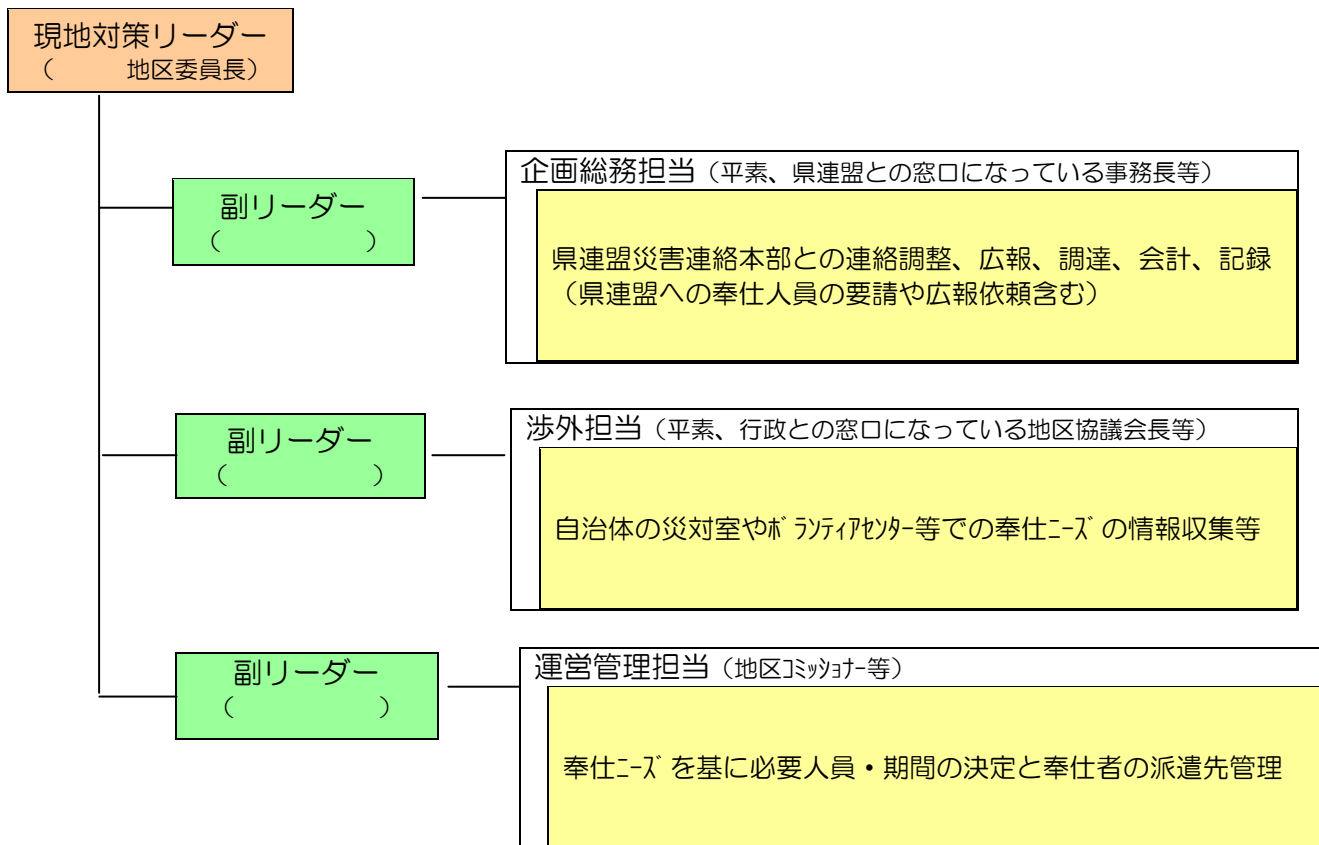
別紙1

現地対策チームの設置（一例）

災害ボランティア活動マニュアル〔4-1〕

- ① 災害ボランティア活動の決定は地区委員会及び団とする。
- ② 現地対策チームの設置 ⇒被害が少ないため市町村単位のボランティアセンターが開設されない場合でも、被災した地区委員会の判断で独自に開設することが出来る。

ボランティアセンターの受付や奉仕先調整を行うことでボイスカウト関係者の奉仕活動が円滑に進めることを目的に地区内に開設する。



別紙2

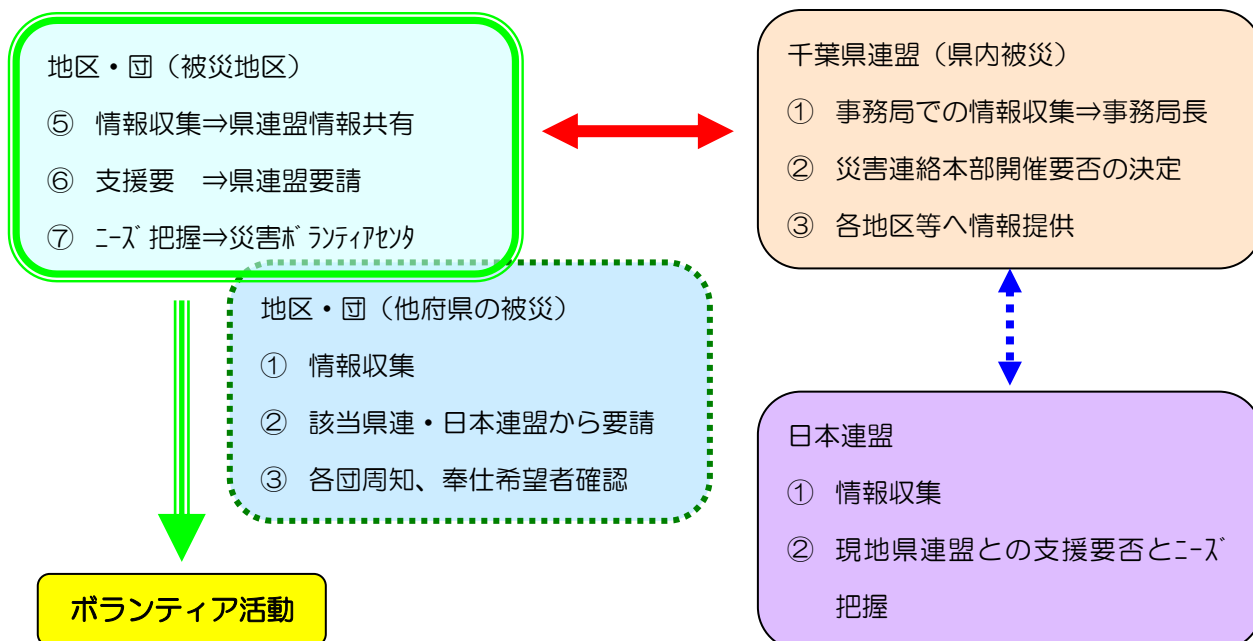
災害発生と情報連絡体制

情報収集と情報共有先〔各地区・団内で情報共有先を確認する。〕

		連絡電話番号	FAX 番号	Mail / ホームページ
千葉県連盟	事務局 (災連本部)	043-287-1755	043-287-1786	Scout-chiba@luck.ocn.ne.jp http://www.scoutchiba.jp/
地区委員会	地区委員長			
	地区ミッショナリー			
	地区事務長			
	地区安全委員長			
団委員会	団委員長			
	団連絡員			
	育成会長			
	隊長()			
	隊長()			
	隊長()			
自治体	社会福祉協議会			
	災害ボランティアセンター			
	防災対策部(課)			
	消防署(本部)			
	警察署			

※被災地及び隣接地域での連絡手段は Mail (携帯電話・パソコン) が有効である。

災害発生と情報の流れ



別紙3

◇奉仕活動記録メモ◇

所属団名	
奉仕者名	

○期 間 平成 年 月 日 () ~ 月 日 ()

○場 所 奉仕活動地 ()

月 日	時 刻	活 動 内 容	備 考